



第2回レセプト講座へのご質問（3.28版）

①今回の改定で同居する同一世帯（同一の患家）複数訪問時には20分以上で歯科訪問診療料1+2という新たな算定方法が示されました。

この場合、自宅にお住まいのご夫婦は問題ないとしても、施設にご夫婦で入居しているケースはレアですがあり得ると思われます。このケースの算定方法がわかりません。

居住系施設（住む）と介護保険施設（入所）ではそもそも考え方が異なるとは思いますが、医科の青本 C000 往診料(10)同一の患家又は有料老人ホーム等であって、その形態から当該ホーム全体を同一の患家をみなすことが適当であるものにおいて・・・という文言がありますので、ホーム全体を同一の患家とみなすこともあると思われます・・・よろしくお願ひいたします。

【回答】

同居する同一世帯（同一の患家）に対しての歯科訪問診療料1の扱いについてですが、3月末より厚生局へ問い合わせしております。

質問は↓

①居宅系施設の中でも買い取り型の有料老人ホームや一般のマンション等も“患家”にあたると思うのですが、複数世帯を診療した場合は、各々が患家に該当しますか？

②または該当の建物自体が“患家”となり、この建物で1人目866点、2人目以降283点という算定になりますか？

③該当の患者さんは従来通り同一建物複数診療となり1人目から283点でしょうか？

4月4日（月）の厚生局の回答では「多くありえる症例のため厚生労働省へ疑義照会しています。疑義解釈が出るまでお待ちください」とのことでした。

居宅系施設（有料老人ホーム等）や一般のマンション等で複数世帯を診療した場合の取扱いは以前と同様で、同一建物複数診療となり、1人目から歯科訪問診療料2の開始となると思うのですが、きちんと回答が出るまで暫くお待ちください。